

令和3年1月28日（木）  
13時00分～15時00分  
WEB会議

〔出席者〕

（委員）石井委員，井上委員，大木委員，神吉委員，黒崎委員，島田委員，東松委員，戸田委員，野田委員，南田委員，浜田委員，眞嶋委員，松岡委員，村田委員，毛受委員  
（計15名）

（文化庁）柳澤国語課長，津田地域日本語教育推進室長補佐，増田日本語教育調査官，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第103回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」二次報告（案） - 日本語能力評価の考え方について -
- 3 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成について（案）

〔参考資料〕

- 1 第20期日本語教育小委員会の審議内容について
- 2 日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループの進め方について
- 3 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方
- 4 「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例について（掲載事例の案）
- 5 令和3年度文化庁日本語教育関連予算（案）参考資料

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 議事1「日本語能力の判定基準等について」，事務局から配布資料2「「日本語教育の参照枠」二次報告（骨子案） - 日本語能力評価の考え方について -」説明があり，意見交換を行った。
- 3 事務局から説明があり，配布資料3「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成について（案）」意見交換を行った。
- 4 現在実施している調査研究等について参考資料2と3に基づき，事務局から進捗の報告があった。
- 5 令和3年度文化庁日本語教育関連予算（案）について事務局から説明があった。
- 6 次回の日本語教育小委員会は令和3年2月22日（月）に行うことを確認した。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○石井主査

ただいまから第104回日本語教育小委員会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席いただきまして，誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染防止のため，今回も遠隔による審議ということになります。何かと御不便もお掛けするということになりますが，よろしくお願いたします。事務局から，本日の配布資料及び定足数の確認をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日は根岸委員が御欠席です。浜田委員，神吉委員は，用務のため少し遅れての参加と承っております。委員及び専門委員16名に対し，15名出席を頂いており，定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして，配布資料の確認をさせていただきます。議事次第を御覧ください。本日の配布資料は，資料が3点，参考資料が5点となっております。いずれも文化庁ホームページの日本語教育小委員会審議の第104回に掲載してございます。事務局からの説明は以上です。

## ○石井主査

配布資料1の前の議事録(案)につきましては，本日より1週間後をめぐりに御確認いただき，変更を要する点がございましたら，事務局まで御連絡ください。なお，議事録の最終的な確定につきましては，私，主査に御一任いただけますようお願いいたします。

議事に入ります。本日の議事は3点ございます。はじめに「日本語教育の参照枠」二次報告案について，次に来期の審議予定である「日本語教育の参照枠」の活用に向けた手引きなどの作成について検討を行った後で，今期設置している二つのワーキンググループの検討に関連した調査研究の進捗状況について報告があります。

また，議事その他として，令和3年度の日本語教育関連予算(案)について，事務局から御報告いただく予定です。

それでは，一つ目の議事である「日本語能力の判定基準について」審議を始めます。配布資料2「『日本語教育の参照枠』二次報告(案)」を御覧ください。前回12月17日の本小委員会の議論を踏まえ，変更を加えた点について事務局から御説明をいただきたいと思っております。

## ○松井日本語教育専門職

配布資料2『『日本語教育の参照枠』二次報告(案)』について御説明いたします。「日本語教育の参照枠」二次報告については，ワーキンググループで委員の皆様の御意見を頂きながら検討を進めているところでございます。今回，委員の皆様へ御審議いただきたい点及び前回の小委員会から修正等を加えた点について説明いたします。

大きな加筆箇所としましては，目次の次，「はじめに」を新たに追加いたしました。この「はじめに」の内容について，御意見を頂きたいと思っております。

続きまして，1章「日本語能力評価の現状と課題について」でございますが，前回は1ページで現状と課題をそれぞれ列記しておりましたが(1)日本語能力の評価，(2)日本語能力を判定する試験と項目を分けまして，それぞれ現状と課題について列記させていただいております。このページについても御意見をお伺いしたいと思っております。

続きまして3ページ，2章「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の三つの理念についてですが，前回の御審議において，言語教育観の3つの柱の③多様な日本語使用を尊重するという項目について，委員の皆様から，複言語主義との関係や，いわゆる共通語の問題など御意見を頂きました。そこで，脚注1を御確認いただき，このような書き方でよいかどうか，意見を頂きたいと思っております。

続きまして，9ページを御覧ください。こちらは4章「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例についてです。ここでは，多様な評価の在り方について，試験，パフォーマンス評価，自己評価等を取り上げていますが，説明と事例を一つにまとめて，具体的を差し挟んでおります。参考資料4「『日本語教育の参照枠』における多様な評価の在り方と事例について(掲載事例の案)」で，例を挙げておりますが，国際交流基金のロールプレイトストとJFスタンダードのポートフォリオの例などを掲載してはいかかかと思っております。

それぞれ評価の在り方と事例について，ほかに掲載すべき具体的な事例等があれば，是非御提案を頂きたいと思っております。

続きまして，23ページです。社会で活用される日本語能力の判定試験に求められる主要要素の中で，特に(2)社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方については，①日本語能力の判定のための試験の開発の促進，②試験実施機関に求められる要素，③日本語能力判定の有効な活

用に向けて、と項目を整理させていただいております。この①、②、③について御意見をお伺いしたいと思っております。

続きまして、資料2『日本語教育の参照枠』二次報告(案)の巻末の参考資料2「日本語の能力判定に係る試験等一覧」につきましても、今回新しい資料となっております。掲載方法等について御審議いただければと思っております。事務局からの説明は以上でございます。

#### ○石井主査

ありがとうございます。今の段階で確認したいことがおありでしたら、御質問等、あるいは御意見をお出しくださいませ。井上委員。

#### ○井上委員

「はじめに」のところで、最初のパラグラフに「外国人」という言葉と「外国人等」という言葉があります。恐らく同じ意味で使っていると思うのですが、「国内外の日本語学習者」という言葉も出ています。この三つは同じ意味で使っていると考えてよろしいでしょうか。

#### ○増田日本語教育調査官

日本語学習者に限る箇所については「日本語学習者」という言い方をしておりますが、「外国人」「外国人等」の使い分けについては、再度確認して改めたいと思います。

#### ○井上委員

そうすると、「国内外の日本語学習者」とは別の意味で、使い分けしているということでしょうか。

#### ○増田日本語教育調査官

はい。国内外の外国人ということではなく、日本語を学んでいる方という場合は「日本語学習者」という言葉を使っております。

#### ○井上委員

分かりました。それから、「はじめに」の最後のパラグラフですが、「今後、本報告が日本語能力の判定を行う際に参照され」云々とあるところ。まず、文章が非常に長いので、分かりにくい印象です。意味としては、2行目の「理解が深まる」というところで一旦切れるわけですね。理解が深まることを望むものであって、さらに「国内外で」と続くと理解してよろしいでしょうか。

#### ○増田日本語教育調査官

文章が長いとの御指摘、確かに読みにくいところかと思っておりますので、工夫をしたいと思っております。ありがとうございます。

#### ○井上委員

そうですね。「質の高い日本語の試験が開発され、適切に実施され、より良い日本語の能力判定の方法が普及することにより」というところも、開発と実施と普及の3点を挙げていると理解しているのですが、もう少し簡潔にできるように思いますので、修文をよろしく願います。

#### ○石井主査

他に「はじめに」に関して、ございますか。戸田委員、願います。

#### ○戸田委員

最初のパラグラフと、一番下のパラグラフの「政府は」から始まるところとの関連ですが、最初のパラグラフの3行目「外国人等が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため」という文章があり、一番下のパラグラフのところの下から2行目、「外国人等が適切な評価を受け

られるようにするため」とあります。この関連なのですが、最初のパラグラフの「評価できるようにするため」という主体は誰なのか、その主体は学ぶ側、支援する側、教える側も共通しているのか、文章の意図について質問をさせていただきたいと思います。

#### ○増田日本語教育調査官

これは事務局でお答えいたします。この文章は、参考資料2「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループの進め方の目的の部分の転記しているものです。「日本語教育の参照枠」では、評価を行う者は、試験機関や教師だけではなく、学習者自身による評価、また勤め先などの社会のいろいろな方々から受ける評価も全て含まれるということで御議論いただいております。ここでは評価主体を限定しないこととして記載いたしました。

#### ○戸田委員

具体的には書かず、評価が両方の立場の者であるということを含めていると考えるということでもよろしいでしょうか。具体的に文言として書かないということでもよろしいでしょうか。

#### ○増田日本語教育調査官

はい。本年度当初からこちらの目的を掲げておりますが、これまでの審議では、誰が評価するかということをあえて明示していなかったと思います。もし入れた方が良いでしょうであれば、どのように入れるか御意見を頂ければありがたいと思います。

#### ○戸田委員

分かりました。考えてみます。

#### ○石井主査

1章の日本語能力評価の現状と課題について、いかがでしょうか。大木委員、お願いします。

#### ○大木委員

資料2の1ページ目、1ポツ(1)の後に丸が五つあります。その一つ目に対する意見です。まず「世界中で国境を越えた人の移動が進み」という記述が見られますが、人の移動が厳しく制限されているさなかで公表する報告書であることを踏まえ、幾分慎重な表現とする必要があると思います。例えば、「長期的な傾向として」といった記述を追加する、あるいは、何らかの統計を引用するといったことが考えられます。御参考までに、IOM(国際移住機関)の2020年の年次報告書には、2000年と2020年を比較して、国境を越える人の移動が1億5,000万人から、2億7,000万人に増えた状況が説明されています。脚注を付けるなどの対応をされてはどうか、ということが一つです。

もう一つ、先ほどの井上委員の御指摘にも関連しますが、第2文で、「このような状況において、国内外を移動する日本語学習者」という記述が見られます。特に国外の場合、移動する学習者ばかりではないと思いますので、細かいことではありますが、御配慮いただければと思う次第です。少々長くなりましたが、意見は以上2点です。

#### ○石井主査

ありがとうございます。毛受委員、お願いします。

#### ○毛受委員

今、大木委員がおっしゃった箇所、日本語能力の評価についての最初の丸ですが、「世界中で国境を越えた人の移動が進み、複数の言語を使用し、複数の社会に生きる人々が増えている」とあるところです。「複数の言語を使用し」はいいのですが、複数の社会で生きている人々とはどういう意味を想定して書いていらっしゃるのか、よく分かりませんでした。これは事務局に、まずお

聞きしたいと思います。

#### ○石井主査

事務局、いかがでしょう。

#### ○松井日本語教育専門職

事務局から説明いたします。複数の社会に生きるというのは、いろいろな場面が想定できるかと思いますが、例えば、海外から日本に働きに来た方というのは、日本の社会に属しながらも、並行して、いろいろな情報ツールを持ちながら、自分の出身国の社会ともまたつながっているということも考えられるかと思いますが。

さらに、国内においても、いわゆる日本語を使う職場の社会、日本語を使う日本語の社会に属している一方で、同じ言語を使うグループでの社会に属し、生活をしている。人々の生活というのは、一つの社会に必ず属しているのではなく、人間関係や出身地、言語によって、幾つかの社会に並行して属しながら生活しているということが、もう日常的になっているという意味も込めまして、このような表現を使っております。

#### ○増田日本語教育調査官

御指摘いただいている文は「日本語教育の参照枠」一次報告の2ページにある現状と課題から引用しているものですが、大木委員からも具体的なデータを引いてはどうかという御意見がございましたので、分かりやすく記載を充実させていきたいと思っております。

#### ○毛受委員

冒頭なので、もっとすんなり言えば、複数の言語を使用し、例えば、母国を離れた社会で生きている人々が増えているという方が分かりやすいかなと思いましたが、今おっしゃっていただいたように、より深い意味を込めて使いたいということであれば、それはそれで結構かと思えます。

もう1点も文章の続き具合の話で大変恐縮なのですが、最初のところで、世界で国境を越えた人々が増えているという話があって、その後、「このような状況において、国内外を移動する日本語学習者」と、世界で人々の移動が増えている話から、日本語学習者の話にいきなり飛ぶのですね。もし私が書くとすると、例えば、「このような状況において、日本国内でも在留外国人が急増しており、国内外を移動する日本語学習者が継続的に」と続けた方が、より続き具合が良いのではないかなと思いました。

いきなり大きな話から日本語学習者に急に飛んでしまう間に、「日本国内で外国人が急増しており」ということを間に入れた方が、より続き具合がよくなるのかという提案であります。

#### ○石井主査

よく分かりました。ありがとうございます。これは事務局でもう一度吟味していただいて、文言を整理してください。よろしくお祈いします。村田委員、お祈いします。

#### ○村田委員

下に2ページと番号が振ってある(2)日本語能力を判定する試験についての、下から三つ目の項目、「また、日本語能力を判定する試験については、その出題基準や過去問題、採点方法等の情報が十分に公開されているとは言えない」というところです。試験団体それぞれの考え方によって、基準を公開しない、あるいは、試験の実施形態によって過去問題を公開しないということはありません。そこで、23ページの下から二つ目の項目に、「試験により測定・評価・判定する日本語の分野やレベルを社会に広く明示することが必要である」という記載がありますので、こちらに合わせたような書き方でもいいのではないかと感じました。あるいは、過去問題については、出題した問題をそのまま出せない試験もありますので、サンプル問題を公開するなどの表現でも良いのではないかと感じました。

○石井主査

今の御意見，いかがでしょう。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。御指摘の点についてワーキンググループで再度検討したいと思います。

○神吉委員

村田委員の御意見に関しまして，ここは重要なところだと思っております。公的に活用される試験については情報公開が十分とはいえないと，私は個人的に思っていることもあり，また，そう思っている人は多いと思いますので，できればここは残していただきたいと思っております。

○石井主査

いかがでしょう。ほかに御意見おありでしょうか。井上委員，お願いします。

○井上委員

「はじめに」について大事なことを1点忘れておりました。「今後，本報告が日本語能力の判定を行う際に参照され」とある「判定」という言葉ですが，「はじめに」の2ページで書かれていることが，この報告書の趣旨ということであれば，これはサブタイトルが「日本語能力評価の考え方について」ということであるので，「日本語能力の評価を行う際に参照され」と結論を持っていかない違和感を覚えるのではないかと思います。

さらに，その評価と判定の使い分けがはっきり定義付けられていないように思いますので，時々私も混乱することがあります。専門家の先生方は承知されていることなのかもしれないのですが，一般には分かりにくいように思いました。

○神吉委員

関連して，試験という語の使われ方ですが，例えば1ページの最後の丸で，試験団体が実施する試験とあり，これは分かりますが，2ページの(2)は日本語能力を判定する試験とありまして，別のところには試験ではなく，代替的評価という言い方があります。

つまり，試験と代替的評価は対立するような形で書かれているのですが，一方で参考資料の方は，20の団体の試験，試験「等」と書いていて，その中には，いわゆるペーパー試験ではない，OPIやJSSTのようなものもあり，ある意味で，行動の達成を見るものもあるわけです。その辺りが混在しているように思いました。ただ，代案を考えたのですが，どのように書き分けるといいか，私もできませんでしたが，整理が必要だと思いました。

○石井主査

ありがとうございます。この会議で文言の全てを確定していく時間はないと思いますので，今日は，お気付きのところを是非お出しください。可能な限り事務局で整理していただき，なかなか結論が出ないものに関しては，また戻していただくということがあるとします。

○真嶋委員

用語についてですが，ワーキンググループでも，試験をどう定義するか議論になったと思えますし，難しいですね。試験，テスト，代替評価も，パフォーマンス評価も，いろいろな用語が入り乱れています。思い付きなのですが，どこかに用語集のセクションを作れないものかと思いました。一般の論文などでは，ここで使う言葉はこのような意味で使う，ほかにこういう意味で使うこともあるという説明があります。人によって使っている言葉の理解が異なると，どんどん考え方もずれていき，誤解を招きかねないので，そういう用語集も考えてもいいのではないかと思います。

### ○石井主査

提案が出ましたら、是非にと思いますが、言葉で説明しているものですから、根本の理念が誤解されないような形でやっていくべきだと思います。この会議の後でも、何かお気付きのことがあったら、間に合う範囲で検討できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。ほかに、松岡委員、お願いします。

### ○松岡委員

全体的に読んで、私も評価、判定、いろいろな言葉が出てきているのが気になっていたのですが、「はじめに」をせっかく付けてくださって、井上委員からも御指摘があったように、最後の部分は、本当にこの報告書の思いが入っているところに「本報告が日本語能力の判定を行う際に」と参照されていますね。そうすると、自己評価の場合はどうなるのだろう。最後のところも「より良い日本語の能力判定の方法が普及することにより」となっていて、ここも自己評価の話まで入ってくるとなると、政府が出しているのは、外国人・学習者は評価を受ける側と考えられているので、ここの委員会から出すものとして違うのではないかと思います。この最後の文言をもう少し検討していただいて、この理念の中に入っているものがうまく反映されるように、用語を少し工夫していただきたいと思います。

### ○石井主査

よろしいですか。それでは、2章の「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の三つの理念という辺りで、何かお気付きのことがあったらお願いします。3章まで踏み込んで結構です。2章、3章、いかがでしょうか。井上委員、お願いします。

### ○井上委員

今の「はじめに」のところの最後のパラグラフに関連しますが、そもそもこの報告書のタイトルについて『日本語教育の参照枠』二次報告」というメインタイトルがあって、サブタイトルで「日本語能力評価の考え方について」とあります。確かに私たちのこの委員会としては、「参照枠」の議論の中で評価の議論をしてきたという経緯があって、こういう並びになるかと思うのですが、一般の人が読んだ場合に、この報告のメインとしては、評価の問題が扱われていると思いますので、むしろメインタイトルとサブタイトルは逆ではないかと思いました。

つまり、日本語能力評価の考え方というのがメインタイトルにあって、サブタイトルに「日本語教育の参照枠」二次報告というのが分かりやすいのではないかと思います。以上です。

### ○石井主査

ありがとうございます。御提案がありました。それについていかがでしょう。松岡委員。

### ○松岡委員

一次報告、二次報告とそろえないと、文化庁としては格好が悪いのだろうとは想像しますが、どこに思いがあるのかはタイトルに表れてくるので、検討していただけたらと思います。私は井上委員の御意見に賛成です。

### ○石井主査

それでは、これも事務局で検討いただくということで、よろしくお願いします。

### ○松岡委員

2ページ目の(2)日本語能力を判定する試験についての四つ目の丸の、「特に、社会的ニーズに応える日本語能力を判定する」という箇所が読んでいて少し分かりにくいので、何か付け加えた方がいいのではないかと思います。

それから、最後の方で、「特定技能等の在留資格では、入国要件に一定の日本語能力が課せられている」ということが書かれていますが、私の理解では入国要件に課されているのではないと考えています。毛受委員に教えていただきたいのですが、この表現は正しいのでしょうか。

○石井主査

毛受委員，何か御存じのことがあれば，お願いします。

○毛受委員

必ずしもその専門家でもないのですが，ただ，日本語能力の試験とそれぞれの特定技能に付随する分野ごとの技能試験がセットで行われ，ある程度能力を評価されて入ってくる人たちだとは理解しています。

○松岡委員

入国要件ではなく，例えば国内にいる留学生などが特定技能に移行する場合に日本語能力が求められるので，入国の要件ではないのではないかと思います。

○毛受委員

入国要件とは，確かに微妙な表現ですね。特定技能の在留資格を取るためには，一定の日本語能力を示すことは必要ですが，入国要件という言い方は微妙だと思います。

○増田日本語教育調査官

この点については一次報告の現状と課題に記載させていただいた文言でして，法務省に確認を経た文言でございました。ただ，入国要件の後ろに，「等」が入っておりましたが，ここで抜けておりますために混乱を招いたものと思います。「等」を入れて改めたいと思います。また，国内の留学生の特定技能への在留資格変更の場合にも適応されることについての記載ぶりは，改めて関係省庁に確認の上，文言を確定したいと思います。

○石井主査

今の御返事でよろしいでしょうか。

○松岡委員

分かりました。

○石井主査

浜田委員，お願いします。

○浜田委員

2章の3ページの注の1の部分です。『『多様な日本語使用』とは，地域の多様な言語使用を尊重する意味から』という辺りですが，もともとは多様な日本語使用というのは，母語話者と非母語話者を対比しながら，母語話者を必ずしもモデルとするものではないという意味で書かれたもので，そのことについて，共通語は規範ではないという解釈になってしまうと，それは曲解をされる恐れがあるのではないかと思います。例えば，「共通語を規範とするものではないということも含む」などとしていただいた方が，より本来の意図に沿ったものになるのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。今の点についても事務局に再度修正をお願いします。3章とその先の

4章について進んで参ります。御意見いかがでしょうか。島田委員、お願いします。

#### ○島田委員

4章で、ワーキンググループのメンバーでありながら気が付かなかったのですが、13ページ(5)のポートフォリオ評価とあるのですが、その二つ目の段落に、「ポートフォリオは」の含まれるものが列挙されています。いずれも評価のために行うものが列挙されているのですが、ポートフォリオは、もともとそれだけではないのではないかと思います。例えば作文を書いたとか、何かパフォーマンスを行ったことなど、評価のためではないものも含まれると思います。

参考資料4「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例について(掲載事例の案)に国際交流基金の例があるのですが、成果物や作文、体験なども含まれており、ここに例も入りますので、少しずれが生じる可能性があります。調整が必要と思いました。

#### ○石井主査

その件に関してはどうでしょうか。

#### ○増田日本語教育調査官

島田委員の御指摘については、参考資料4「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例について(掲載事例の案)の国際交流基金作成資料には、学習者の作文や、体験、成果物という記載もあるため、13ページのポートフォリオとは何かというところの例示に評価を目的としたことによらない例を含めた方がいいのではないかと御指摘だったと理解しております。そのように修正させていただきたいと思います。

#### ○石井主査

分かりました。よろしくをお願いします。

ほかに、3章あるいは4章のところでは何かありますか。先に進んで、5章以降でも結構です。戸田委員、お願いします。

#### ○戸田委員

11ページや14ページに評価の例が挙がっていて、大変分かりやすいと思いました。そこで、もしできれば、9ページの(2)のパフォーマンス評価の、評価の例の上のところに「ルーブリックによる評価」という文言があるのですが、これも尺度とか項目とかといったもので、大学、留学生などでも、この評価は行われていますが、表で何か具体的な例を挙げていただくという方が分かりやすいと思いました。この文章だけでは、少し分かりにくいのではないのでしょうか。

#### ○石井主査

何か具体的な御提案がおありでしたら、お示しくださると有難いです。今すぐなければ、一旦事務局にお預けします。ほか、いかがでしょうか。4章、「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例の辺りはよろしいですか。

#### ○眞嶋委員

10ページの自己評価の例として、CEFRのスイスプロジェクトの表のことと、文化審議会国語分科会の例の話が出ていますが、スイスプロジェクトの自己評価の表はよく出来ていると、初めて見たときに感心した記憶があります。あれの日本語版を載せることはどうでしょうか。イメージとして分かりやすいかなと思ったのですが。

#### ○石井主査

CEFRをよく御存じの眞嶋委員の御提案はいかがですか。事務局、お願いします。

### ○松井日本語教育専門職

スイスプロジェクトに関してはホームページで公開されておりますので、これを引用するという形で、日本語等々に翻訳したものを載せられればと考えております。許諾の関係があるのかなと思ったのですが、そのことも念のため確認して、載せたいと思います。

それから、国際交流基金のJF日本語教育スタンダードの例、ロールプレイテストの例を参考資料4で二つ挙げておりますが、この二つの例に関して、こちらの二次報告に加えさせていただくということに関してはよろしいでしょうか。

### ○石井主査

村田委員，お願いします。

### ○村田委員

委員の方々が御検討いただいて、これでもよいということでございましたら、国際交流基金としては異存ございませんので、しかるべき手続きを経ていただければ、私どもとしては結構です。

### ○石井主査

ありがとうございます。今のことについて、御異論とか御意見ありますか。よろしいですか。では、そういうことで進めていただければと思います。

5章も含めて、日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法について、何か御意見ありましたら、どうぞお願いします。特にないようでしたら、6章社会で活用される日本語能力の判定試験に求められる要素についても御意見，お願いします。井上委員，どうぞ。

### ○井上委員

23ページの②のところで、試験実施機関に求められる要素というものが幾つかありますが、最初の丸の2行目ですね。「不正防止のための対応策や適切な検証を行った上で、例えば」云々とあり、意味が取りづらいつ思いました。意味としては、不正防止のための対応策を講じ、そして、適切な検証を行ってとなると思いますが、この適切な検証とは何を検証するのかがはっきり書かれていないので、試験実施後の適切な検証などの補足が必要ではないかと思いました。

### ○石井主査

文言のレベルのことかと思しますので、事務局にお預けしてよろしいですか。ほか、いかがでしょう。南田委員，お願いします。

### ○南田委員

23ページの②の試験実施機関に求められる要素というところで、丸の三つ目、試験の判定の分野やレベルを、試験を受けている人だけでなく、一緒に共生していく日本社会側もきちんと理解をしていくことが重要だと思います。この文章は大変良いと思いますが、社会に広く明示することも必要で、試験機関としての御努力として、外国人を受け入れる側である雇用主や地域が、このレベルの人ほどどのようなことができるのかを分かりやすく受け取れるような示し方について努力をしていく。広く社会ということに加えて、ピンポイントで雇用主や地域に対して具体的に分かりやすいものも、一緒に考えていってもらいたいと思いました。追加いただければと思います。お願いします。

### ○石井主査

ありがとうございます。村田委員，お願いします。

## ○村田委員

二つございます。1回目に私が申し上げた点について、私もこの23ページに書かれているようにユーザーフレンドリーな情報を出していくことは非常に重要なことだと思っております。ただ、具体的に何を出せるかということは、試験によってそれぞれ事情がありますので、更に出題基準や過去問と明示する必要があるのか、詳細な検討が必要ではないかというのが最初に申し上げた点でございます。

もう1点は、23ページの①の上から二つ目、C B Tに関する記述です。確かにC B Tは検討していかないといけない課題だと思いますが、紙の試験をコンピューター化することによって本当に受験機会が拡大されるのか、場合によっては初期投資のコストがかかり、受験料が跳ね上がってしまうということもありますので、必ずしもコンピューター化が受験機会の拡大につながるとは限らないと考えます。

対案としてどういう表現にしたらいいのか、アイデアがない発言で恐縮なのですが、今の書きぶりでは、紙は時代遅れでコンピューター化が求められるというようにも感じられます。そういうものではないのではないかとこのことを申し上げたくて、発言させていただきました。

## ○石井主査

ありがとうございます。毛受委員、どうぞ。

## ○毛受委員

ここに至る前段で、多様な評価の事例ということで、試験以外にパフォーマンス評価とか自己評価その他、評価の話が出てきましたが、そういう前段でありながら、ここからはいかにも筆記試験の話ばかり出てくるように感じます。

この報告で、評価はペーパー試験ばかりではないという流れで進んでいながら、実際の試験は筆記試験になるという話なののでしょうか。試験にパフォーマンス評価なども入れるべきであり、多様な評価の在り方を想定した中で、外国人の日本語能力を測るべきだということを本審議会でエンカレッジしていく立場であれば、これも必要なのではないのでしょうか。

そうでないと、筆記試験だけにどんどん走りがちな流れは変わらず、従来そのままになってしまうのではないかと気がいたします。

## ○石井主査

ありがとうございます。これについて、事務局、いかがですか。

## ○増田日本語教育調査官

私どもも、毛受委員御指摘の審議会としての御意見を大事に思っておりまして、23ページの上にそのことを書かせていただいたつもりだったのですが、不十分でした。話したり書いたりといった産出能力を測ることや筆記試験に依らない多様な評価が重要であると考えております。より具体的な表現として盛り込んでいけたらと思います。ありがとうございます。

## ○毛受委員

我々のように人を採用する立場からすると、今書かれているのはどちらかということ、試験をする機関向けの話が多いように思います。実は企業で外国人を採用する場合、N1、N2というのはよく出てくるのですが、例えばパフォーマンス評価を各企業がやるとしたら、どういう形であれば、見たい能力が測れるのかということです。

誰を対象とした報告かによると思うのですが、試験機関だけではなくて、企業が外国人を雇用するときに、パフォーマンス評価という、恐らく企業の方はあまり知らない評価の在り方も含めて参考にできるよう、本報告の利用者に想定して書いていただくとありがたいと思います。

## ○石井主査

ありがとうございます。よろしいでしょうか。眞嶋委員，どうぞ。

## ○眞嶋委員

移民や労働者を受け入れている先進国であるドイツでは，移民あるいは難民の人たちにドイツ語教育を行うときのプレースメントテストでは，筆記試験もありますが，口頭試験も会話試験もやって，A1，A2，B1を振り分けているというテストがあつたりします。

例えば，そのようなものを参考にしたり，ドイツが受け入れている数は御承知のように多いので，それをさばいていくために簡便な方法が使われていると理解しておりますので，その辺りに ついても，今すぐ全貌をこの報告に入れられるとは思いませんが，今後検討していく参考として， 入れられるといいのではないかと思います。

## ○石井主査

ありがとうございます。実際にやりながら，いろいろな形での評価等を考えていくということは 必須ですね。今議論したことだけで閉じてしまうということでは全くありませんので，いろい ろなお考えをお出しただけるといいと思います。松岡委員。

## ○松岡委員

修正だと思うのですが，24ページの③に，「CEFRレベルと」と最初に出ているのですが，こ れは「日本語教育の参照枠」の間違いでしょうか。事務局，確認をお願いします。

## ○増田日本語教育調査官

事務局です。御指摘ありがとうございます。修正いたします。

## ○松岡委員

ありがとうございます。それから，今の議論で思ったのですが，評価の話は，どこで誰が使う ということが決まっていないと，どのように考えていいかというのが，まとまりがつかないよう に思いました。この報告でそこまで踏み込むのは，難しいかもしれませんが，将来的に，どう いうところで，どういう目的で使うのであれば，こういうものが示せるといえるとよいと思いま した。これを読んでいく側にとって役に立つものになると思うので，御検討いただきたいです。 もし可能であれば，目次で1から6までの分け方を，評価なのか，テストなのか，判定なのかも 含めて整理をし直して，分かりやすくしていただくといいと考えています。以上です。

## ○石井主査

その作業は，ワーキンググループでしていただくのでよろしいでしょうか。引き続き，よろし くお願いします。とても大事なポイントかと思えます。ほかに御意見等，いかがでしょうか。

一旦，ディスカッションの時間をここで区切ります。今回，日本語の能力判定に係る様々な評 価・試験実施機関あるいは団体の関係者の方々には，短期間での調査に御協力を頂いたわけ です，小委員会を代表しまして，そのことについて，まずお礼申し上げたいと思います。ありが とございます。

この数年の間に日本語能力評価というものがこのように増えているということに，皆様も驚か れたのではないのでしょうか。私自身も，全体を見渡していられなかったことを反省しております が，この数年の間に日本語能力評価がこのように増えているということ，その情報が一覧として 集められたことというのも初めてではないかと思います。

国内外で実施されている日本語の能力判定に係る試験というものが今後一層発展して，質を高 めていくということが出来る，そのことを後押しするような提言がまとめられたらと思ってお ります。報告書がそういう形で作られるように努めていきたいと思えます。

今回頂いた御意見を踏まえて，いろいろ修正事項も出していただきましたので，御意見を踏ま

えて修正を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

### ○神吉委員

意見として言わせていただきたいことがあります。何度か申し上げていますが、CEFRを参照するときに、レベルの話だけを持ってきているというように見えていることがどうなのかと思うところがあります。

日本語教育の推進に関する法律でも、基本理念の7番目に、子供の母語について配慮するということが言われているわけですから、日本語教育政策全体の中でも、日本語以外の言語に関する目配りを、既に含んで議論がされていると認識しています。そういったことを踏まえると、ここで日本語の話だけではなく、ほかの言語についても何らかのことを考えなければならないのではないのでしょうか。この委員会の範囲を超えることかもしれませんし、どこまでできるのか分かりませんが、そういった問題意識を持つ必要があるのではないかということ、意見として言わせてください。

### ○石井主査

ありがとうございます。とても重要なポイントだと思います。ここでは成人向けが中心になっていますが、間違いなく、子供の問題を置き去りにはできないと思っております。

次に移ります。来期の審議内容についてです。配布資料3「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引き等の作成について(案)」を御覧いただけますか。事務局から資料説明をお願いします。

### ○増田日本語教育調査官

配布資料3「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引き等の作成について(案)」2枚組の資料となっております。裏面は前回の小委員会でお示しいたしました、「日本語教育の参照枠」の策定に向けたスケジュールの案となっております。令和元年度から一次報告、そして現在二次報告、来年度令和3年度については、「日本語教育の参照枠」の活用に関する検討ということで計画しております。

1ページ目にお戻りいただきたいのですが、一次報告の64ページに、黒い枠で囲っております令和2年度以降の検討課題を11、御提言いただいております。

現在までの進捗といたしましては、令和2年度、現在検討を行っている事項として、①言語能力記述文の更なる収集、②一次報告の6レベル別・各言語活動別の言語能力記述文の検証、③「日本語教育の参照枠」の日本語能力判定テストへの関連付け方法の開発、④「日本語能力の判定基準について」という報告の検討・作成、そして⑩「日本語教育の参照枠」の多言語翻訳、これは調査研究として14言語に翻訳されております。

このように順次取組を進めているところですが、来年度は「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等に含む事項として、⑤、⑦、⑧の三つが挙げられるのではないかと考えております。

⑤ランゲージ・ポートフォリオ(学習の記録)は、単にフォーマットだけではなく、具体的な記載のある収集した成果物を示すことができないかと考えております。

⑦教師のための支援ツールは、日本語教育機関又は主任教員等がカリキュラムを作成したり、評価を考えると時の手引きとなるようなものを作成してはどうかと御提言いただいております。

⑧学習者のための支援ツールは、自律学習につながる自己評価を行うためのレベル判定アプリの開発を考えております。こういった一連のものを手引きに含み、作成できないかと考えておりますところ、ほかに作成すべきもの、早急に取り組むべきことについて御審議をお願いいたします。

### ○石井主査

来年度の検討内容に関しまして、皆さまから御質問でも御意見でも結構ですが、いかがでしょうか。島田委員、お願いします。

### ○島田委員

島田です。現在検討を行っている事項で3番目の、「日本語教育の参照枠」の日本語能力判定テストへの関連付け方法の開発があるのですが、資料2「『日本語教育の参照枠』二次報告(案)」の中の参考資料2に試験実施機関のリストがあります。この3番目に、CEFRのレベル尺度との対応付けという項目がありまして、既に対応付けがされているものもあるようですが、この対応付けは、かなり専門的で難しいものだと思います。どういったものが対応付けと言えるのかが、調査に答えてくださった方々にとって、分かりにくかったのかもしれないと思いました。

この関連付け方法の開発は、CEFRではなくて「日本語教育の参照枠」と対応付けるものですが、この辺りがはっきりしないと、対応付けしているか、していないか、答えられないと思います。大変重要な点ではないかと思います。

### ○石井主査

ありがとうございます。今の島田委員の御発言に関して、御質問でも御意見でも結構ですが、いかがでしょうか。松岡委員、お願いします。

### ○松岡委員

関連付け方法の開発とありますが、方法とは具体的にどういったものをイメージされているのか教えてください。

### ○増田日本語教育調査官

事務局から失礼いたします。関連付けの方法につきましては、資料2「『日本語教育の参照枠』二次報告(案)」の16ページ、日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法に整理いただいているところです。①CEFRへの理解を深めるためのワークショップを行うから⑤妥当性検証まで挙げられています。

島田委員が御発言いただいた参考資料2は、資料2「『日本語教育の参照枠』二次報告(案)」の40ページ以降にある試験団体一覧です。20以上の試験・評価団体に、CEFRのレベル尺度との対応付け、また対応付けの検証の有無等について、御回答を頂いておりますが、この対応付けの捉え方、検証方法の考え方が、各団体によって少し違っているのではないかという御指摘と理解しました。本報告がまだ示されていなかったため、このようなことが現状としてあるわけですが、これから対応関係を示す方法をお示しし、説明会やワークショップ等を行いながら、周知につなげていけたらと思っております。

### ○石井主査

配布資料2「『日本語教育の参照枠』二次報告(案)」にはCEFR尺度との対応付けの手続きを基に書かれているが、「日本語教育の参照枠」でも、それに沿って行うということにすることによってよろしいでしょうか。

### ○増田日本語教育調査官

はい、その方向で検討を行っております。

### ○松岡委員

そうであれば、CEFRの手続の話が書いてありますが、日本でもこれを踏襲するとか、これを使うということを書いた方がよいのではないかと思います。

### ○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。

### ○眞嶋委員

神吉委員からの御発言もあって、ほかの言語についての配慮や子供の母語についての配慮など

は、いずれも大事なことで、本報告に書けたらいいと思うのですが、CEFRでは割と明言してあって、言語教育、言語学習、生涯学習ということで、年齢を区切ってやるのではないということです。今回の二次報告は、生涯学習全部を考えたいところですが、子供はやや独特なので、CEFRでも子供のバイリンガル教育のことは踏み込んでいません。母語を大事にする話や、発達段階、認知発達のことだとかも含まれていないので、今回の報告について、報告書も子供のことは除くとか、本当は見えていないわけではないが、ここには入れないだとか、複言語主義の最たるものである、日本語を母語としない人たちの母語の部分はどうに考えるのかとか、そのような議論は今回は入れていないので、来年以降にそういうことへの配慮もしている、あるいは、どのようにしていくかということも書けると良いと思いました。

今回の二次報告が、言語教育、日本語を母語としない人への日本語教育全部を網羅的に扱えたわけではないということは、どこかに書いてもいいのではないかと考えております。

#### ○石井主査

ありがとうございます。子供について、私自身も関わっておりますので、どこかではきちんとやりたいと思いますが、順番にということで、それなりの長いスパンで私たち自身が関わっていかねばいけないことだと思います。

このことについて、ほかに何か御意見がありましたら、野田委員、お願いします。

#### ○野田副主査

ここに挙がっていることをきちんとやろうとすると、かなり期間が必要ではないかと思うのですが、まず、どれぐらいの期間で考えたらいいのかということをお聞きしたいと思います。

#### ○増田日本語教育調査官

事務局として考えておりますのは、⑤番、⑦番、⑧番は、令和3年度中にお示しをしたいと考えております。積み残しの課題で特に大きなこととしては、四角の枠組みの下の二つの丸ですが、CEFR2020補遺版が完成したと承知しております。令和3年度末に「日本語教育の参照枠」の取りまとめをした上で、CEFR2020補遺版のどの部分をどのように取り入れていくべきかという検討が始まるものと承知しております。石井主査の御指摘のとおり、数年間を掛けて取り組んでいく必要があろうと考えております。

#### ○野田副主査

ありがとうございます。令和2年度以降の検討課題で、例えば⑥に、各レベルの文法・語彙のリストの収集というのがありますが、各レベルというのは、「日本語教育の参照枠」に対応したレベルのことになると思います。これは、既存のものがどこかにあるわけではなく、公開されているものはないと思います。収集といっても、集めて整備すればいいというものではないと思います。そうすると、一から作っていくというイメージだと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

#### ○松井日本語教育専門職

事務局から御説明させていただきます。御存じの委員もいらっしゃるかと思いますが、特に英語に関しては、イングリッシュ・プロファイルやコア・インベントリーというものが整備されて、レベルが付いた文法の語彙・文型のリストなどがあるかと思いますが、それぞれフランス語、ドイツ語に関しても、それに類するものがあると聞き及んでおります。

文法・語彙リストの収集に関しては、例えば英語であれば、コーパスを使った膨大な研究の成果の下に編成されておりますので、まずは、主に欧州の国々において、そういうものがどのように編成されたかということ調べることから始めて、日本語の場合は、どのようにそれを編成していくかということを検討してはどうかと考えております。以上です。

### ○野田副主査

分かりました。まず日本語のから始めるのではないということですね。かなり膨大な作業になって、大変だろうという印象を持っています。特にCEFRの理念からすると、このレベルの語彙はこれだというリストを出すだけというのでは、違うと思います。

例えば理解語彙と使用語彙を分けないといけないと思いますし、理解語彙といっても、聞いて分かるのと、読んで分かるのでは、特に日本語の場合、違いますから、いろいろなことを考えないといけないと思います。きちんと作ろうと思うと、1年、2年でできることではないのではないかと思います。でも、是非こういうことは進めていかないとはいけません。ありがとうございます。

### ○石井主査

ほかに、いかがでしょうか。

### ○眞嶋委員

今のところですが、CEFRの姿勢でいうと、このレベルはこの単語を分かっているはず、この文法はこのレベルだとかいうような、言語項目、あるいは言語の知識的なものから入るのではなくて、行動主義といいますか、何ができるかということが大切なわけです。それは人によって、できないといけないこと、できるようになりたいことが違うわけですから、この語彙はこのレベルの語彙ということが、日本語全部については言えないのではないかと直感的には思っております。

この⑥の課題の意味、あるいは優先順位は、この文法・語彙のリスト収集ということで、大きな、遠大なプランになるかもしれない、もしこれをやるとすると、レベルと語彙は対応しているはずという前提が成り立たないとできません。基本語彙、基礎語彙がないとは言わないですが、難しいと思います。分野によって異なる上、学習者の必要な語彙の分野が違うために簡単には言えないだろうと思うので、検討課題にも優先順位を付けて、時間をかけて検討していくものと、喫緊の課題とを分けていく必要があるだろうと思います。

ちなみに、この1から11までというのは何の順番でしょうか。

### ○増田日本語教育調査官

順番は優先順位ということではありません。御意見を頂いた順に並べたものに近いと思います。

来年度、手引きに含めるべきことに関しましても、正に優先順位を付けてというところになるかと思いますが、御意見を頂ければと思います。よろしくお願いたします。

### ○石井主査

手引きのこと以外でも、よろしいですか。

### ○神吉委員

確認していいですか。資料「3」の9の一番下にある⑤、⑦、⑧が、活用のための手引き等に含む事項とありますが、ここに追加をするものがもしあれば意見が欲しいということですね。

### ○石井主査

はい、そうです。戸田委員、お願いします。

### ○戸田委員

意見の前に、⑦の「教師のための支援ツール：カリキュラム作成及び評価のための手引等の作成」の「カリキュラム」というのは、分野別・対象別を想定しているということでしょうか。この点を伺いたいと思います。

○松井日本語教育専門職

まず、言語能力記述文を基に、どうやってカリキュラムを編成していくか、そして、そのカリキュラムに沿ってどのように評価していくかという一連の流れを示すことが第一義であろうと考えております。その原則を示した上で、必要であれば、各分野ごとのカリキュラムの編成のイメージなども示していけたらよいのではないかと考えております。

○戸田委員

ありがとうございました。

○神吉委員

よろしいですか。先ほど23ページの議論でも、村田委員、南田委員から御意見がありました。例えば雇用者などの学習者を取り巻く人たちに、この「日本語教育の参照枠」が何なのかということを知っていただく必要があると思います。そういった部分が必要ではないかと思えます。

○松岡委員

⑦「教師のための支援ツール：カリキュラム作成及び評価のための手引等の作成」が、「教師のための支援ツール」というよりも、「活用支援ツール」のように名称に変えて、幅広く使えるようなものにしてはいかがでしょうか。

○石井主査

この御提案はいかがでしょうか。

○松井日本語教育専門職

そうですね。一義的には、コースを運営する方を想定しておりましたが、それだけにとどまらず、その周りの方々も含めた、広く活用ツールという位置付けで検討をしていけたらと思っております。

○石井主査

ありがとうございます。南田委員。

○南田委員

手引きに盛り込むことではないのですが、⑨番のイメージ図及び今の雇用主などにも分かりやすい広報資料の作成がまず取り組むべきことと思えます。その辺りを最初にやっていくのが良いと思えました。

○石井主査

いろいろ御意見いただき、ありがとうございます。

続きまして、今期実施している各ワーキンググループの検討内容に関する調査研究について、事務局から現在の進捗状況について御説明いただければと思います。お願いします。

○松井日本語教育専門職

参考資料2『日本語能力の判定基準』等に関するワーキンググループの進め方について」の裏面になりますが、『日本語教育の参照枠』に関する調査研究を今年度進めております。研究が二つございます。

調査研究1として、CEFR C a n d oの量的検証でございます。こちらは「日本語教育の参照枠」一次報告案に掲載されたCEFRに基づく例示的能力記述文を日本語教育において参照する上での課題や留意点を調査し、今後の能力記述文の開発や改善等の基礎資料とすることを目的としております。

現在調査を進めておりまして、国内の日本語教育機関や国際交流協会様に御協力を依頼しているところがございます。調査の方法に関しては、学習者、協力者の皆様に、それぞれの多言語翻訳されたCand oで自己評価を行っていただいたデータや、日本語教師の皆さんが学習者を評価していただいたデータを利用して、日本語に翻訳されたCEFR Cand oが日本語教育の現場において有効であるかどうかということについて、検証を進めるということでございます。

ただし、御存じのとおり、今般コロナの影響で、学習者の皆さん、調査協力者の皆さんへの依頼が少し遅れておりまして、これに関しましては、何とか今年度中にデータ収集を完了したいと思っているところがございます。

調査研究2としましては、A2及びB1の基礎漢字(案)策定のための基礎調査、こちらについても行っております。

目的といたしましては、「生活者としての外国人」を対象とした教材で扱われている漢字を含む語彙の調査を行い、「日本語教育の参照枠」におけるA2及びB1の基礎漢字を策定するための基礎資料とするという調査を行っておるところでございます。先ほど語彙リストの収集みたいなお話も出ましたが、この調査に関しては、主に初級の教材を中心にどんな漢字が使われているかという、教材における重なりについて調べる調査でございます。こちらについても、今、委託をしている団体様に調査研究を進めていただいているところでございます。

調査研究については、以上でございます。

## ○北村日本語教育専門職

続きまして、もう一つのワーキンググループの御報告をさせていただきます。参考資料3を御覧ください。「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループについてです。こちらの進め方資料は、以前の日本語教育小委員会でも御提出をさせていただいておりますが、随分と時間がたっていますので、確認のために再度、お話しさせていただきたいと思っております。

丸の一つ目、経緯を御覧ください。平成22年に国語分科会において、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以降、「標準的なカリキュラム案」と申し上げます)、こちらが取りまとめられました。加えて、平成25年には、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」において、11の論点が整理されております。こちらの論点4として、カリキュラム案等の活用についてという項目が示されております。

丸の二つ目、現状と課題です。国内の「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育においては、「標準的なカリキュラム案」が活用されておりますが、こちらには現状、日本語の熟達度を示すレベル、そして言語活動別の詳細な能力記述は示されていないという状況です。

二つ目のボツを御覧ください。「標準的なカリキュラム案」に示されました、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為の事例が、社会状況の変化に鑑みて、見直しを含めた検討が必要であるという課題がございます。

それを受けまして、このワーキンググループでは、目的として、「日本語教育の参照枠」を踏まえまして、日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活できるようにするため、「標準的なカリキュラム案」の改定を行うことを目的として掲げております。

方法としては、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を進行しています。こちらのワーキンググループは、8月に1回、そして2月に1回、開催予定です。また、その審議のために調査研究を実施いたしまして、その結果を踏まえた検討を現在行っているところです。

検討事項は、ここに掲げている四つになります。こちらのうち、特に現在、重点的に進行しているのが、(3)「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素についてですが、「標準的なカリキュラム案」の中では、生活上の行為の事例、例

例えば医療機関で治療を受ける、隣人に容体を伝えて助言を求めるといった行動に応じて、能力記述、そして学習項目の要素として、場面、やり取りの例、文法・語彙等が示されております。こちらについて検討を加えるということを現在行っております。

そして、(4)「標準的なカリキュラム案C a n d o」の作成について。こちらも、昨年度作成をされました「標準的なカリキュラム案C a n d o」に項目を追加するという目的で、作業を進行しております。

具体的な作業状況については、2ページ目の「生活上の行為の事例」実態調査というページを使って御説明したいと思います。丸の一つ目、目的を御覧ください。「標準的なカリキュラム案」の「生活上の行為の事例」について、日本語を学ぶ外国人を対象とする実態調査を行うものです。具体的には、令和2年6月の基本方針に「自立した言語使用者」という言葉が入ったことを受けまして、「標準的なカリキュラム案」へのB1相当の「生活上の行為の事例」追加、そして、それに応じたC a n d oの策定を目的として、「生活上の行為の事例」の絞り込みを目指します。実際に外国人を対象に、各項目の生活の中で接する頻度、そして日本語での行動の達成状況を聞いて、その結果を基にC a n d oを作成する項目の選定を行います。

対象者は、外国人約500名程度としておりますが、文化庁の日本語教育事業を活用しておられる約80の団体に協力を依頼予定です。

方法は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ウェブアンケートで実施したいと考えております。ウェブアンケートにすることによりまして、いつでもどこでも回答できるという利点もある一方、コンピューター等に慣れていない外国人の皆さんが回答できるかということも心配ではありますが、協力依頼を行う団体の皆さんに御協力を頂きつつ実施をしたいと思っております。

翻訳言語は、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策、そして、国内に在住する外国人の国籍や、日本語教育実態調査、の結果等を総合的に考慮いたしまして、11言語を選定しております。期間は、2月4日から16日までを予定しております。

具体的な調査内容ですが、現在項目として、学習項目が示されていますのは、「標準的なカリキュラム案」で示された「生活上の行為の事例」の一部でございますので、「生活上の行為の事例」の全てを対象として、その上位項目131項目を、生活の中で接する頻度、そして日本語での行動の達成状況を聞くことでふるいに掛け、そしてC a n d oの作成につなげたいと考えております。ただ、C a n d oの作成ですが、実施期間が残り約2か月ということもありますので、既に全ての「生活上の行為の事例」を対象にC a n d o作成を進めております。C a n d o作成と調査を同時に進行して、作成されたC a n d oを、この調査結果を基にふるいに掛けるという手順で実施する予定です。

調査票の内容は、調査研究の委員に御相談しつつ、こちらの3点を含める予定です。基礎情報として、年代、国、在留資格、そして滞日年数や日本語使用状況を伺い、そして、「生活上の行為の事例」の各項目について、生活の中での遭遇頻度、日本語での達成状況、できるようになりたいか等の希望の回答を求めます。

こちらの調査票の内容は、参考資料として掲げております三つの資料を参照して、策定いたしました。今後、この調査結果を取りまとめ、そしてC a n d oの選定を行って、同時に、学習項目の要素も作っておりますので、それら3点を報告として3月末に取りまとめ、ワーキンググループにも御承認いただきたいと考えております。以上です。

## ○石井主査

ありがとうございました。なかなかタイトなスケジュールで頑張ってくださいようで、よろしくお祈りします。これらの調査に関しましても、日本語教育関係者の皆様、さらに学習者の皆様に多大なる協力を頂くということになります。貴重なデータを取らせていただくということになっておりますので、この場を借りて、御協力に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

調査研究につきましては、今期は予定どおり進めることが難しい状況にあるわけですが、実施

状況並びに報告については、まとめ次第、この場にて御報告を頂くものと考えております。この件については、どなたか御質問ありましたら、お受けできますが、いかがでしょうか。

○真嶋委員

今の500名の方に、日本語母語話者じゃない方に調査されるという話で、すごく結果が楽しみなのですが、B1を目指すというのを最初の方におっしゃったように思うのですが、それは、調査協力者の500名の方たちは、いろいろなレベルの方がいらっしゃるかと理解してよろしいでしょうか。

○北村日本語教育専門職

調査対象については、様々なレベルを対象に調査を掛けます。ですので、ここには500名とありますが、もう少したくさんの方が集まるのではないかと予想しております。

その後、様々なレベルの結果が集まりますが、その後、B1項目を選定し、この調査研究の有識者会議にも掛けて、レベル選定をしたいと思っております。

○真嶋委員

ありがとうございます。その答えてくださる500の方が、現在どのぐらいのレベルにいらっしゃるかということも分かるようになっていっているのでしょうか。

○北村日本語教育専門職

調査票の内容の基礎情報の項目で、それぞれの言語活動ごとに自分が認識しているレベルというのを、例えば「書く」でしたら、よくできるとか、できないとか、そのようにまず聞きます。あと、JLPTですとか、そのほか日本語の試験を受けたことがあるという場合には、そういった情報も聴取する予定です。

○真嶋委員

基本的には、自己申告だけということですね。

○北村日本語教育専門職

はい。

○真嶋委員

分かりました。

○石井主査

ほかに御質問など、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、一旦ここまでということで、ありがとうございました。

では、議事の(2)です。その他になりますが、令和3年度文化庁予算についてということですが、本日最後の議事になりますが、来年度の文化庁日本語教育関連の予算について、事務局から御説明いただきます。

○増田日本語教育調査官

審議会のお時間を頂きまして、ありがとうございます。参考資料5の令和3年度の文化庁日本語教育関係予算につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。2ページを御覧ください。

まず、右上の予算になりますが、令和2年度が9億5,000万でしたが、令和3年度は増加が認められまして、予算額(案)としましては9億9,000万頂いております。

これまで超党派の議連による日本語教育の推進に関する法律(令和元年6月)、また基本的な方針(令和2年6月)、そして、政府の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等において、

日本語教育の重要性が取り上げられてまいりました。これを受けて、文化庁といたしましては、国内の日本語教育事業として二つの大きな柱を立て、令和3年度も展開してまいりたいと思っております。

一つの柱が、左側の青色の部分、日本語教育の全国展開・学習機会の確保です。三つの事業を行っております。地方公共団体向けの補助金事業として、外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進について増額が認められております。その他の空白地域解消事業、先進的な取組に対する地域への支援に対しても増額となっております。

二つ目の柱は、日本語教育の質の向上、教育人材に係る部分ですが、右側のオレンジ色の部分です。小委員会でおまとめいただきました「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」報告に基づいて、日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業を実施しておりますが、必要性を認めていただき約2億円となっております。

また、「日本語教育の参照枠」との関連では、②日本語教育に関する調査及び研究の予算を御覧ください。「参照枠」を取りまとめるための検証や、基礎漢字策定のための調査に関して増額が認められております。多くの皆様方に応援いただいたことを、この場を借りて御礼申し上げ、頂いた予算を大切に使う、令和3年度も施策を進めてまいりたいと思っております。

地域日本語教育に関しましては、大きな動きがございましたので、地域日本語教育推進室専門職、北村から補足をさせていただきます。

#### ○北村日本語教育専門職

令和3年度予算(案)参考資料の3ページ目を御覧ください。外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業という名称の事業の概要図でございます。新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け予算の要求状況が厳しい中、少しですが、増額が認められております。

こちらは、国の目的としまして国の基本方針が公表されましたことにより、より一層、取組を強化していくということで、昨年度の名称より事業名を変更しております。昨年度は地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業と言っておりましたが、それを含んで、外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業と名称を変えております。

下のブルーの部分をご覧ください。地域日本語教育の総合的な体制づくり推進、この部分については、昨年度と変わりはありません。ただし、事業内容に追加を行っておりますのがピンクの部分です。市町村の日本語教育の取組への支援ということで、都道府県の、左側のブルーの部分で検討された内容を踏まえた日本語教育を実施していただける場合については、この補助事業を市町村についても認めていくという方針です。

この部分については、この小委員会にも御参加いただいております東松委員御所属の愛知県多文化共生推進室が取りまとめを行われております全国知事会からも、地方財政措置の御要望を頂いておりました。それらを受けまして、当課としても、その要望を長い間求めていたところでありましたが、このたび特別交付税措置がなされまして、市町村の日本語教育の取組に交付税を活用できることになりましたので、御報告をさせていただきます。

#### ○増田日本語教育調査官

最後ですが、文化庁の日本語教育大会という、年に一度の文化庁からの発信を行うイベントがございます。昭和51年から毎年実施しております大会ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、実は初めてウェブ開催ということ、試みで令和2年度は実施いたしました。石井主査による審議会の報告であるとか、文化庁の日本語教育施策については竹下専門官が発表しております。また、松井・北村・増田の3人の専門職も総出で各プログラムに出しておりますので、是非御覧いただければと思います。御案内も含めて、事務局からは以上でございます。

#### ○石井主査

ありがとうございます。今の御報告について、御質問等ありましたら。東松委員。

**○東松委員**

この場をお借りして、御礼を申し上げさせていただきたいと思います。文化庁国語課の皆さんには大変御尽力を頂きまして、ありがとうございます。都道府県、市町村等各自治体レベルでは、国の補助金がないと、なかなか日本語教育を推進できないような状況になっております。昨年度に引き続きまして、大変御努力と御尽力を頂きまして、前年比増ということで、大変助かっております。引き続き、御支援いただきますようお願いを申し上げます、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

**○石井主査**

ほかによろしゅうございますか。

**○眞嶋委員**

素朴な疑問なのですが、「日本語教育の参照枠」の「はじめに」で書かれているように、国内外の日本語の学習者を想定して審議を行っていると思うのですが、今回の予算は国内に限定した活動と理解してよろしいでしょうか。予算は、海外にいる日本語学習の必要な人、あるいは日本語を学んでいる人たちに対するものがないように見受けられたのですが、それは文化庁の仕事ではないということでしょうか。

**○増田日本語教育調査官**

事務局からお答えさせていただきます。文化庁は、国内における外国人に対する日本語教育を所管しております。海外については外務省の所管になっております。今回の「日本語教育の参照枠」は、国内外で活用されることを目指して策定しておりますが、調査研究費としては、文化庁に付けていただいたものについて、御説明を申し上げます。

**○眞嶋委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○石井主査**

これで本日の議事は全て終了しました。これをもって本日の日本語教育小委員会は閉会させていただきます。最後に事務局から、連絡事項等ありましたらお願いします。

**○増田日本語教育調査官**

今回の日本語教育小委員会は、2月22日月曜日15時より開催を予定しております。オンラインでの開催となると思いますが、御出席くださいますよう、委員の皆様方におかれてはお願いいたします。

また、傍聴の皆様も、長時間にわたりまして御参加いただき、本当にありがとうございます。次回も文化庁のホームページで資料等を御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

**○石井主査**

これで第104回の日本語教育小委員会を終了させていただきます。ありがとうございます。